

第1 審査会の結論

広島県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年2月12日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所長が行った橋梁設置の不許可処分に対する審査請求に係る広島県知事による平成16年4月8日付け裁決書（以下「裁決書」という。）に記載されている「竹原市が管理台帳上自動車交通不能としているものの、付近住民の要望により、市道の通行禁止や通行制限等を行っていない以上、当該市道は自動車等による家屋への進入を容認されているものと判断する。よって、本件申請箇所に橋梁設置をしなくても、自動車等により家屋への進入は可能である。」の事実関係を証明する文書として、「自動車交通不能という法的管理がなされている箇所について、竹原市道峠郷線（以下「本件市道」という。）の通行禁止や通行制限を行っていないという法的根拠、すなわち『自ら運転する自動車通行が人命に危険を及ぼすものではなく、たとえ高齢者であっても自動車での通行において安全な公共道路である』として、実施機関が認定している事実を明らかにする文書等」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年2月23日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年3月12日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）（車両制限令〔昭和36年政令第265号〕を含む。）を遵守せず、実施機関がその裁量権を行使した上で、道路交通法（昭和35年法律第105号）等をどのように適用したから交通規制をしていないのか、重大な疑義がある。
- (2) 道路管理者である竹原市は、法令を遵守し、「自動車交通不能」として的確に管理している。実施機関は、河川への転落という事態が十分に想定される自動車での通行を、人命に係る危険性があっても全く制限する必要がないという判断をしている。
- (3) 広島県知事（砂防室）は、河川への転落による危険は、自転車又は徒歩で回避できると部内の決裁文書に明記している。また、広島県が交通規制をしていない以上、運転操作に自信のない高齢者であっても自動車で行けると断定し、さらに、その危険な市道を迂回するための安全な車道橋を設置したいという砂防設備占用申請には、車道橋を設置する必要不可欠性がないと一方的に結論付けている。
- (4) 理由説明書によれば、実施機関が交通規制を行おうとする場合の手順は、管轄警察署長による①交通規制の端緒の把握、②実態調査、③交通規制計画の検討及び計画案の策定、④道路管理者との事前調整・意見聴取、地域住民等への説明及び⑤交通規制計画案の決定並びに実施機関の意思決定並びに警察署長による交通規制標識・標示の設置とされている。一方、本件請求に係る行政文書開示請求書に記載したとおり、本件市道の一部で、道路管理者において「自動車交通不能」という法的管理がなされている箇所が存在している。

竹原警察署は、道路管理者である竹原市が、本件市道の一部について「自動車交通不能」という法的管理を行っている事実を把握していなかったとでも弁明しているのか。それとも、地域住民等からの要望がなかったから、たとえ市道に「自動車交通不能」という法的管理がされていようがいまいが、交通規制の要否を検討する端緒は存在しないと弁明しているのか。

現実には、「自動車交通不能」の公共道路が存在し、かつ、当該公共道路について、全く交通規制をしていない事実がある。自動車での通行が人命に危険を及ぼすからこそ、交通規制をする必要が生じるものと考えられるにもかかわらず、何らの措置も講じられていない。

- (5) 道路交通法を所掌する実施機関が、自動車での通行において安全な公共道路であることを認定しているという事実が明示された文書が存在しないという処分には重大な疑義がある。

実施機関等（竹原警察署を含む。）が作成又は取得した文書等には、交通規制をする必要がないと結論付けるに至った根拠が明示されているはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 都道府県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第38条第3項の規定により、都道府県警察を管理することとされ、また、同法第47条第2項には、警視庁及び道府県

警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、同法第5条第3項の事務について都道府県公安委員会を補佐することが規定されている。

2 都道府県公安委員会が、道路交通法第4条に基づく交通規制を行う場合は、都道府県公安委員会の意思決定に基づき、法令に定める標識標示等を適正に設置して初めてその効力を有する。

実施機関が交通規制を行おうとする場合の手順は、おおむね次のとおりである。

(1) 管轄警察署長による

ア 交通規制の端緒の把握

イ 実態調査

ウ 交通規制計画の検討及び計画案の策定

エ 道路管理者との事前調整・意見聴取、地域住民等への説明

オ 交通規制計画案の決定

(2) 実施機関の意思決定

(3) 警察署長による交通規制標識・標示の設置

3 実施機関が保有する文書等については、広島県公安委員会の文書等の管理に関する規程（平成14年公安委員会規程第1号。以下「規程」という。）第5条に規定されているとおりであり、実施機関が、県内の個々の道路、交差点等について、「自ら運転する自動車通行が人命に危険を及ぼすものではなく、たとえ高齢者であっても自動車での通行において安全な公共道路である」と認定した文書等はなく、また、本件市道の一部分についても同様に認定した文書等は認められなかったため、本件処分を行った。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、裁決書の記載内容に関して、実施機関が本件市道において自動車交通不能という法的管理がなされている箇所について通行禁止や通行制限を行っていない法的根拠として、実施機関が本件市道を「自ら運転する自動車通行が人命に危険を及ぼすものではなく、たとえ高齢者であっても自動車での通行において安全な公共道路」として認定している事実を明らかにする文書等の開示を求めたものである。

これに対して実施機関は、作成又は取得していないとして本件処分を行ったことから、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

都道府県公安委員会は、警察法第38条第4項において準用する同法第5条第5項（理由説明書では、平成27年法律第66号による改正前の警察法第5条第3項と記載されている。）によって、法律の規定に基づきその権限に属する事務をつかさどることとされて

いるところ、道路交通法第4条第1項に基づき交通規制を実施する権限を有するものとされている。そして、その権限行使に関しては、警察法第47条第2項により、警視庁及び道府県警察本部が都道府県公安委員会を補佐することとされており、実施機関によると、交通規制の実施に関する事務処理は、広島県警察本部において行っているということであった。なお、交通規制を行う場合の手順は、おおむね上記第4の2のとおりとされている。

また、実施機関は、上記第4の3のとおり、自らが保有する文書等については、規程第5条に規定されているとおりであって、本件請求の対象文書の存在は認められなかったため本件処分を行ったものである旨説明する。

当審査会において規程第5条を見分したところ、実施機関が保有する文書等は、次のとおり同条第1項第1号から第5号までに掲げる文書等に限られ、これら以外の文書等については、同条第2項により警察本部長が保有するものとされていた。

- (1) 広島県公安委員会運営規則（昭和29年公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）第2条第4項又は第5項の規定に係る文書等
- (2) 規則第10条に規定する会議記録（実施機関の会議に提出された文書等であって、実施機関が会議記録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）
- (3) 警察法第43条の2又は第56条第3項の規定に係る文書等（(1)に掲げるものを除く。）
- (4) 警察法第79条の規定に係る文書等
- (5) 実施機関が法令等の規定により保有し、又は保有することが相当と認めた文書等

仮に、異議申立人が主張するように本件請求の対象文書が存在するとすれば、規程第5条第1項第1号から第4号までには該当しないことは明らかであって、第5号に基づき保有することになると考えられる。しかし、当審査会において審議した異議申立人による別の審査請求事案（諮問（情）第204号）において、実施機関によれば、本件市道に係る道路交通法による交通規制の端緒について、管轄警察署長において独自に交通問題を把握した事実及び外部からの交通規制に関する要望等があった事実は確認できなかったということであるから、交通規制の端緒が把握されていない以上、交通規制を行うことを実施機関に諮ること自体なく、第5号に基づき文書を保有することもないと認められる。

そうすると、異議申立人が本件市道の一部について通行禁止や通行制限を行っていない法的根拠として開示を求める「自ら運転する自動車通行が人命に危険を及ぼすものではなく、たとえ高齢者であっても自動車での通行において安全な公共道路である」と実施機関が認定している事実を明らかにする文書等について、実施機関が規程第5条第1項各号による文書として保有していなかったとしても、特段、不自然、不合理とはいえない。

したがって、実施機関が、本件請求の対象文書を作成又は取得していないとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 5. 11	・ 諮問を受けた。
18. 5. 23	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 7. 20	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 7. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 9. 19	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 9. 25	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 4. 27 (平成29年度第1回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 28 (平成29年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 8. 25 (平成29年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授